

平成 28年 9月 23日

地方公共団体名:大阪府高石市
 担当部署:総務部総務課情報政策室
 担当者:石橋 祐之
 連絡先 TEL:072-275-6074
 MAIL:jouhou@city.takaishi.lg.jp

執行機関	届出番号	独自利用事務の名称	独自利用事務の対象者	準ずる番号法別表第二の項	保護評価の実施の有無※	評価書番号	保護評価書の名称	保護評価書のURLリンク	委任関係※
1	1	高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第21号)	一定以上の障害を持つ(65歳未満)の方	108	1	24	身体障がい者及び知的障がい者の医療費の助成に関する事務	http://www.ppc.go.jp/mynu	
1	2	高石市老人の医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第24号)	一定以上の障害を持つ(65歳以上)の方	94	1	27	老人の医療費の助成に関する事務	http://www.ppc.go.jp/mynu	
2	1	高石市就学援助費支給規則(昭和五十九年教育委員会規則第一号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市立小中学校に就学する児童及び生徒の保護者	113	1	1	高石市就学援助関連事務 基礎項目評価書	http://www.ppc.go.jp/mynu	
2	2	高石市特別支援教育就学奨励費支給規則(昭和五十九年教育委員会規則第二号)による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者	37	2				
2	3	高石市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第10号)による医療費の助成に関する事務	未就学児及び小中学生	74	1	25	こどもの医療費の助成に関する事務	http://www.ppc.go.jp/mynu	○
2	4	高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第10号)による医療費の助成に関する事務	母子家庭の母子、父子家庭の父子	57	1	26	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務	http://www.ppc.go.jp/mynu	○
2	5	高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第10号)による医療費の助成に関する事務	母子家庭の母子、父子家庭の父子	65-1	1	26	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務	http://www.ppc.go.jp/mynu	○

※備考
 ・保護評価の実施の有無の欄については、以下該当するものを選び、番号を記載してください。
 1:実施済み / 2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
 ・委任関係の欄には、事務処理特例や委任、補助執行等により、根拠規定上の事務実施者と実際の事務実施者が異なる場合、○を記載してください。(委任先が届出主体となること)